第６章　計画の推進

1．計画の推進体制

2．計画推進と進行管理

第6章　計画の推進

1. 計画の推進体制

本市の将来の環境像を実現するためには、本計画に示された環境施策が確実かつ効果的に推進されるための体制づくりと進行管理の仕組みが重要となります。

本計画の推進主体は、市民、事業者、市の三者となります。そのため、それぞれの推進体制の整備と進行管理の仕組みを構築するとともに、三者の協力のもと着実な計画の推進を図っていきます。

（1）　市民・事業者の推進体制

市民、事業者は、市民団体や事業者等個別の団体だけでなく、複数の団体が互いに連携し、環境活動を実践しています。

市民・事業者・市が自主的な環境活動を推進するとともに、それぞれの連携・調整を行いながら各種環境施策の実施や普及啓発活動の実施における協働による取組を推進します。

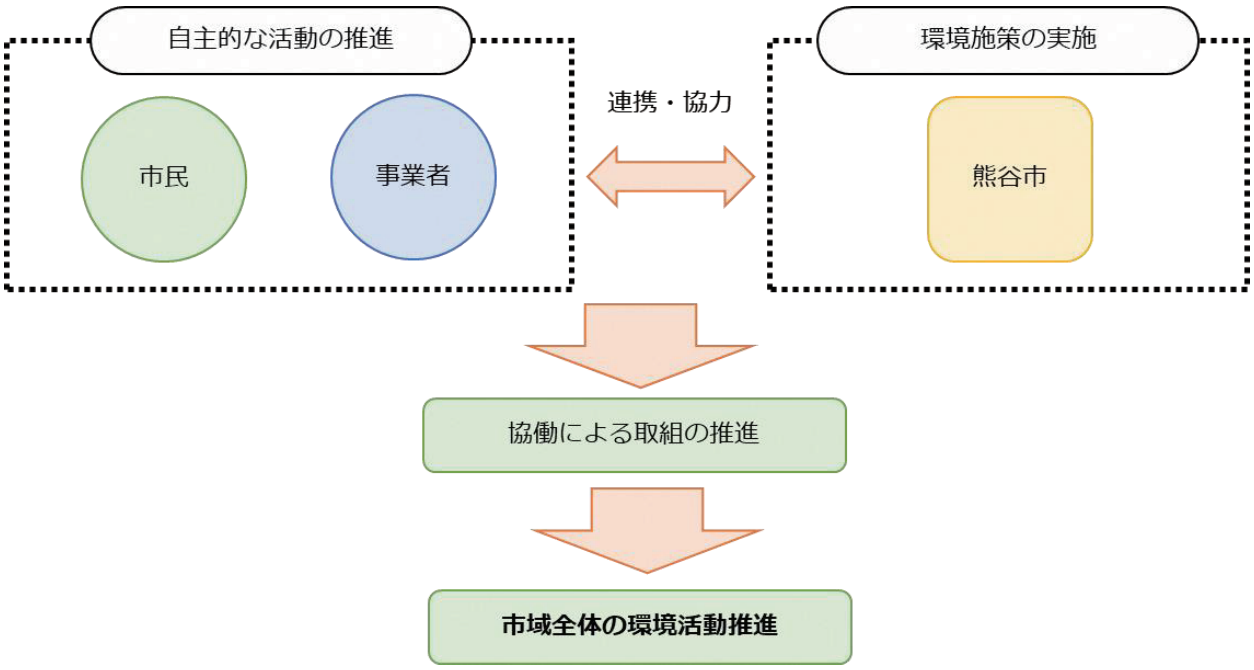

（2）　市の推進体制

市では、環境施策の実施状況を総合的に審議・評価する庁内組織として「環境管理委員会」を設置し、環境施策を推進していきます。また、PDCA サイクル（[Plan・計画]→[Do・実行]→[Check・点検・評価]→[Action・見直し]）を基本骨格とした環境マネジメントシステム（EMS）を構築し、計画に示された環境施策を着実に実行していきます。

2. 計画推進と進行管理

本計画は、効率的かつ効果的な環境施策が推進されるよう、環境マネジメントシステムの継続的改善の考え方（[Plan・計画]→[Do・実行]→[Check・点検・評価]→[Action・見直し]）に基づき、進行管理を行っていきます。

